

第 5163 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ ふるさと納税の改正

**Q**：平成27年度の税制改正では、ふるさと納税の取扱いが改正されるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

ふるさと納税（個人住民税における地方自治体への寄附に係る寄附金控除）の取扱いは、平成27年度の税制改正で、その特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられます。

適用は、平成28年度分以後からです。

また、これとあわせて、ふるさと納税の寄附金が経済的利益の無償の供与であること、その寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、ふるさと納税に係る周知、募集等の事務について、行き過ぎがないよう、適切に行うことを地方自治体に要請するとしています。

なお、平成27年度の税制改正では、確定申告を必要とする現在の仕組みに「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設され、確定申告不要の給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合には、ワンストップで控除を受けられる仕組みが導入されます。

この改正は、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。

